

4. インタビュー

自動車関係団体等へのインタビュー

編集者は、踏切事故について公益社団法人全日本トラック協会及び一般社団法人日本自動車連盟（JAF）へのインタビューを行い、警察庁交通局からは書面による回答をいただきました。

① 公益社団法人全日本トラック協会へのインタビュー

全日本トラック協会の永嶋審議役から踏切事故防止に関する取組みを伺いました。



公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

<http://www.jta.or.jp/>

— 貴協会ではトラックが関わった踏切事故についてはどのように把握されていますか。
○ 踏切事故については、トラック運送事業者が事故報告規則に基づいて、国土交通省に報告しますので、同省を通じて内容を把握しています。最近では毎年 2～6 件のトラックが関係した踏切事故の報告があります。

踏切事故防止のために行っている活動について

— 踏切事故防止のために貴協会が行っている活動は何かありますか。

○ トラック運送業界では、「トラック事業における総合安全プラン 2009」により、事業用トラックによる交通事故死者数を 10 年で半減するという目標に向け、事故防止対策を積極的に推進しています。

踏切事故は、多数の負傷者が出る恐れがあり、特に、大きく重量があるトラックが鉄道車両と衝突事故を起こせば、大惨事にもなりかねません。こうした踏切事故は社会的な反響も大きく、業界に与えるダメージも計り知れません。このためトラック業界ではドライバー向け研修テキストにも踏切通行時の注意事項を掲載したり、事故防止のチラシを配布するなど、啓発活動にも取り組んできました。

— 当委員会では踏切事故防止のために、発生した事故の原因調査を行っています。

踏切の横断中にエンジンをストップを起こし、そこへ列車が衝突した事故がありました。

○ 何らかの原因で、突然エンジンが故障することはありうるのですが、それがもし踏切内で起これば、大事故に繋がりがねません。日頃の整備点検が何よりも重要ですが、走行時に車両の不備を感じた場合は、帰庫するか最寄りの整備工場に向かう必要があります。

— 貴協会では、踏切事故防止のためにどのような活動をしていますか。

○ 事故防止教育の基本として危険予知トレーニング（「KYT」）（※）の普及を進めており、トラックドライバー向けに研修テキストにも踏切通過時の事例があります。例えば車長が長いトレーラ前方道路の渋滞状況を読み誤り、踏切内に車体後部を残した状態で停車してしまうケースです。こうした状況に至らないよう、トレーラなどの特に車長の長いトラックが踏切を通過する際には、前方の交通状況をさらに良く見極めて通過する必要があります。

— 貴協会では、会員の方に向けて踏切事故以外も含めた講習会などは行っていますか。

○ 当協会では追突事故や交差点事故など、テーマごとの研修会を全国的に開催していますが、当協会以外にも各都道府県別のトラック協会において独自に地域性に合わせた多数の安全セミナーを展開しています。

行政機関等と協力している取組みについて

— 事故防止に関して、国土交通省以外の行政機関等とも何か協力をしていますか。

○警察庁をはじめ、労働災害や過労防止の観点から厚生労働省などとも連携して、各種取り組みを推進しています。また、鉄道の高架橋への追突防止対策については、JR等の鉄道事業者と連携する場合があります。

－鉄道事業者との協力はありますか。

○当協会独自ではありませんが、地方組織の「協議会」で協力することはあります。

全国のトラックドライバーに望むことについて

－踏切事故以外も含めて、トラックドライバーに守って欲しいことはありますか。

○事故の原因の多くは運転中における一瞬の脇見など、ヒューマンエラーです。

ちょっとした気の緩みや、逆に急発信や急ブレークなど「急」のつく運転が事故を招きます。一方で、最近では高齢者や自転車の事故が非常に目立ちます。特に交差点では、無防備な歩行者や自転車との衝突を避けるために細心の注意をもって通行するようドライバーに伝えています。

高齢者は一見元気そうに見えても、視力や聴力が低下していたり、動作が緩慢な方も少なくありません。高齢者を見掛けたら、更に注意するように伝えています。

※「危険予知トレーニング」とは、職場や作業の状況のなかにひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を、職場や作業の状況を描いたイラストシートを使って、また、現場で実際に作業をさせたり、作業してみせたりしながら、小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を指差唱和・指差呼称で確認して、行動する前に解決する訓練。

(中央労働災害防止協会HP (<http://www.jisha.or.jp/zerosai/kyt/index.html>) より)

② JAF へのインタビュー

JAF 交通環境部事業推進課の近藤主事から踏切事故防止など

に関する取り組みを伺いました。



JAF

<http://www.jaf.or.jp/>

ロードサービスによる踏切トラブルへの対応について

－JAF 会員が利用されるロードサービスで踏切やその周辺におけるトラブルに対応した事例はありますか。

○ロードサービスの担当に確認しましたが、ほとんどありませんでした。

しかし、踏切でのトラブルは緊急を要する事態なので、仮に対応する場合は、まず、周囲にある非常ボタンを探して押すよう伝えるなど、本来のロードサービスとは別の対処をすることになると思います。

踏切の現状に対する会員からの意見、苦情について

－JAF 会員から踏切に関する意見や苦情を寄せられることはありますか。

○踏切に限らず道路一般に関する意見が届きますので、それらを取りまとめて当連盟から関係団体に対して改善を要望する活動を行っています。

「JAF 交通安全実行委員会」というもので、当連盟が要望を受けてから有識者で構成した委員会において、内容を審議して必要があれば関係団体に要望させて頂いています。要望内容は、踏切を含む道路全般に関するものですが、実際に踏切に関する要望に対応をして頂いた実績もあり、实例として、「ある踏切を渡った先が進入禁止となっている場合、ドライバーが踏切を渡って初めて進入禁止の交通規制に気が付くということがないように、踏切の手前で分かるようにできないのか。」というもので、関係団体に要望して新たに案内表示がされました。これは広い意味で踏切事故の防止につながるかもしれません。

なお、会員以外の一般の方々からの意見についても対応します。

踏切の現状に対する問題意識について

－JAF では踏切の現状または、踏切事故以外のトラブルや事故に関係し、問題意識などお持ちでしょうか。

○当連盟では、踏切に限定した問題意識はありません。しかし、特定の踏切に関する事例について、会員からの意見があれば対応していきます。また、講習会などの機会に「踏切を安全に渡ることについて」今後も取り上げていきます。

踏切事故防止に向けた活動について

－JAF では会員向けに踏切事故防止のために行っている活動はありますか。

○踏切事故に限定した活動はありませんが、交通安全の講習会において踏切事故についての話題は取り上げています。当連盟では会員向けの実技・座学講習会のほか、企業や団体向けの講習会、一般向け特に高齢者を対象とした講習会なども開催していますので、その際に地域の特性に合わせて、踏切についても取り上げることはあると思います。

踏切事故防止のために会員に守ってもらいたいことについて

－JAF で踏切事故防止のために、会員に守ってもらいたいことはありますか。

○当連盟のホームページに「踏切を渡るときは必ず一時停止をしましょう。」と掲載しています。

行政等に対する要望について

－最後に踏切事故防止に向けて JAF から行政や鉄道事業者等に要望があれば教えて下さい。また、JAF 会員から行政等への要望についてご存じであれば教えて下さい。

○具体的な要望があれば「JAF 交通安全実行委員会」で行政に要請を行います。

各地の「実行委員会」については、大学教授やマスコミ関係者等からなる委員会を組織し、JAF は事務局として関わっています。行政等への要望は委員長名で行います。

－行政以外（民間）に対する要望は行っていないのですか。

○踏切関係の要望が連盟の支部に届いたら、まず行政に問い合わせて要望が出てきた場所の管轄を確認します。その際、管轄が鉄道会社であれば、何らかの方法で鉄道会社に伝えることとなります。

書面回答 警察庁交通局



警察庁
National Police Agency

警察庁交通局から踏切事故防止への取り組みについて、書面で回答いただきました。

<http://www.npa.go.jp/>

1. 警察庁における踏切事故防止に向けた施策について

踏切道における交通の安全と円滑を図るため、踏切道の幅員、道路の交通量、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を踏まえ、踏切道及び踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制の実施や見やすい道路標識・標示の設置を図るとともに、運転者等への交通安全教育、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締り等を行っています。

2. 踏切事故防止のためにドライバーや自動車関係団体等に対して行っている周知活動について

歩行者や自動車の踏切の通り方や踏切で故障した場合の自動車の対応方法等を盛り込んだ「交通の方法に関する教則（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）」を作成・公表し、運転免許保有者に対する講習や、全ての年齢層を対象とした交通安全教室等の交通安全に係る広報啓発を通じて、周知に努めています。